特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳ネットワークに関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
兵庫県知事は、住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
兵庫県知事

公表日
令和8年11月17日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに関する事務
②事務の概要	住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。 1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を市町村と共同して構築している。 なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 具体的に兵庫県では、住基法等の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への通知 ③兵庫県知事から本人確認情報に係る兵庫県の他の執行機関及び市町の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会 2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、市町村における市町コミュニケーションサーバ、都道府県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会基盤としての役割を担うため、5情報（氏名、氏名の振り仮名、住所、生年月日、性別）、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報（以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。）には、個人番号は含まれない。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知 ③兵庫県知事から附票本人確認情報に係る兵庫県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の附票本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申し出に対する調査 ⑤機構への附票本人確認情報の照会
③システムの名称	(1)住民基本台帳ネットワークシステム (2)附票連携システム

2. 特定個人情報ファイル名
(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	住民基本台帳法（住基法）（昭和42年７月25日法律第81号） ・第７条（住民票の記載事項） ・第12条の５（住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報） ・第30条の６（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の７（都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等） ・第30条の８（本人確認情報の誤りに関する機構の通報） ・第30条の11（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の15（本人確認情報の利用） ・第30条の32（自己の本人確認情報の開示） ・第30条の35（自己の本人確認情報の訂正） ・第30条の44の６第３項（都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードに限る。）の利用） ・第30条の15の２第２項・第３項（準法定事務処理者への本人確認情報の提供等） ・第30条の44の７第２項・第３項（準法定事務処理者への附票本人確認情報の提供等）
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施しない　　]　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	―
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部市町振興課
②所属長の役職名	市町振興課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部市町振興課　神戸市中央区中山手通6-1-1　078-362-3098 総務部法務文書課（県民情報センター）　神戸市中央区下山手通4-18-2　078-362-4161
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部市町振興課　神戸市中央区中山手通6-1-1　078-362-3098
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　30万人以上　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　基礎項目評価書及び全項目評価書　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[○]接続しない（入手）**	**[○]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・定められた業務以外の目的による本人確認情報等の収集を防ぐため、操作者が業務端末を利用する時は、原則として、情報保護管理者又は補助執行者が書面等により収集する本人確認情報等が適正であるかの確認を行うとともに、極力、情報保護管理者、補助執行者又は別の操作者が立ち会うこととしている。 ・大量の特定個人情報の受け渡しを行う際は、一部の事務においてはシステムを介して行い、人為的ミスによる漏えいのリスクを軽減しているほか、USB等を用いて受け渡しを行う際は、確実な暗号化、パスワードによる保護を行うことを徹底している。 ・これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「特に力を入れている」と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［ ○ ］ 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	［　特に力を入れて行っている　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［ ○ ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	［　］ ＜選択肢＞ 1）目的外の入手が行われるリスクへの対策 2）目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3）権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4）委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5）不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6）情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7）情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8）特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9）従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月31日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市町振興課長　小川　佳宏	市町振興課長　岡　明彦	事後	人事異動
平成29年5月31日	Ⅰ　関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	企画県民部企画財政局市町振興課　078-362-3098 企画県民部文書課県民情報センター	企画県民部企画財政局市町振興課　078-362-3085 企画県民部管理局文書課県民情報センター	事後	電話番号修正 組織改編
平成29年5月31日	Ⅰ　関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	078-362-3098	078-362-3085	事後	電話番号修正
平成29年5月31日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年5月31日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年7月20日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市町振興課長　岡　明彦	市町振興課長	事後	様式変更
平成30年7月20日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年7月20日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月24日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月24日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月24日	Ⅳ　リスク対策	-	記載のとおり	事後	様式変更
令和2年7月31日	Ⅰ　関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	企画県民部管理局文書課県民情報センター 神戸市中央区下山手通4-16-3　078-341-7711	企画県民部管理局文書課県民情報センター 神戸市中央区下山手通4-16-3　078-362-4161	事後	電話番号修正
令和2年7月31日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年7月31日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年10月14日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	企画県民部企画財政局市町振興課	総務部市町振興課	事後	組織改編
令和4年10月14日	Ⅰ　関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	企画県民部企画財政局市町振興課　神戸市中央区下山手通5-10-1　078-362-3085 企画県民部管理局文書課県民情報センター 神戸市中央区下山手通4-16-3　078-341-7711	総務部市町振興課　神戸市中央区下山手通5-10-1　078-362-3085 総務部法務文書課(県民情報センター)　神戸市中央区下山手通4-16-3　078-341-7711	事後	組織改編
令和4年10月14日	Ⅰ　関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	企画県民部企画財政局市町振興課　神戸市中央区下山手通5-10-1　078-362-3085	総務部市町振興課　神戸市中央区下山手通5-10-1　078-362-3085	事後	組織改編

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月14日	Ⅱ しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年10月14日時点	事後	時点修正
令和4年10月14日	Ⅱ しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年10月14日時点	事後	時点修正
令和5年3月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和4年10月14日時点	令和5年3月23日時点	事後	時点修正
令和5年3月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年10月14日時点	令和5年3月23日時点	事後	時点修正
令和5年3月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2．重大事故	発生なし	発生あり	事後	時点修正
令和5年12月25日	表紙 評価書名	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務　基礎項目評価書	住民基本台帳ネットワークに関する事務　基礎項目評価書	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更に併せた見直しのため
令和5年12月25日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	兵庫県知事は、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	兵庫県知事は、住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更に併せた見直しのため
令和5年12月25日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	住民基本台帳ネットワークに関する事務	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更に併せた見直しのため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	都道府県は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住民基本台帳ネットワークシステム。以下「住基ネット」という。）を市町村と共同して構築している。 なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 具体的に兵庫県では、住基法等の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。（別添1を参照） ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び 　地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への通知 ③兵庫県知事から本人確認情報に係る兵庫県の他の執行機関及び市町の執行機関への 　提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの 　本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会	住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1．本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2．附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。 1．本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を市町村と共同して構築している。 なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 具体的に兵庫県では、住基法等の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団 　体情報システム機構（以下「機構」という。）への通知 ③兵庫県知事から本人確認情報に係る兵庫県の他の執行機関及び市町の執行機関への提供又は他 　部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人 　確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会 2．附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、市町における市町コミュニケーションサーバ、都道府県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会基盤としての役割を担うため、4情報（氏名、住所、生年月日、性別）、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報（以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。）には、個人番号は含まれない。 具体的に兵庫県では、住基法等の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知 ③都道府県知事から附票本人確認情報に係る兵庫県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の附票本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申し出に対する調査 ⑤機構への附票本人確認情報の照会	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更に併せた見直しのため
令和5年12月25日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム	(1)住民基本台帳ネットワークシステム (2)附票連携システム	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更に併せた見直しのため
令和5年12月25日	Ⅰ　関連情報 2．特定個人情報ファイル名	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更に併せた見直しのため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	住民基本台帳法（住基法）（昭和42年７月25日法律第81号） （平成25年５月31日法律第28号施行時点） ・第７条（住民票の記載事項） ・第12条の５（住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報） ・第30条の６（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の７（都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等） ・第30条の８（本人確認情報の誤りに関する機構の通報） ・第30条の11（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の13（都道府県の条例による本人確認情報の提供） ・第30条の15（本人確認情報の利用） ・第30条の32（自己の本人確認情報の開示） ・第30条の35（自己の本人確認情報の訂正）	住民基本台帳法（住基法）（昭和42年７月25日法律第81号） （令和５年６月16日法律第58号施行時点） ・第７条（住民票の記載事項） ・第12条の５（住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報） ・第30条の６（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の７（都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等） ・第30条の８（本人確認情報の誤りに関する機構の通報） ・第30条の11（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の13（都道府県の条例による本人確認情報の提供） ・第30条の15（本人確認情報の利用） ・第30条の32（自己の本人確認情報の開示） ・第30条の35（自己の本人確認情報の訂正） ・第30条の44の６第３項（都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードに限る。）の利用）	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更に併せた見直しのため
令和5年12月25日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和5年3月23日時点	令和5年12月28日時点	事前	時点修正
令和5年12月25日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年3月23日時点	令和5年12月28日時点	事前	時点修正
令和5年12月25日	Ⅱ　しきい値判断項目 3．重大事故 過去１年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事前	時点修正
令和7年1月24日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	住民基本台帳法（住基法）（昭和42年７月25日法律第81号） （令和５年６月16日法律第58号施行時点） ・第７条（住民票の記載事項） ・第12条の５（住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報） ・第30条の６（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の７（都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等） ・第30条の８（本人確認情報の誤りに関する機構の通報） ・第30条の11（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の13（都道府県の条例による本人確認情報の提供） ・第30条の15（本人確認情報の利用） ・第30条の32（自己の本人確認情報の開示） ・第30条の35（自己の本人確認情報の訂正） ・第30条の44の６第３項（都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードに限る。）の利用）	住民基本台帳法（住基法）（昭和42年７月25日法律第81号） （令和５年６月16日法律第58号施行時点） ・第７条（住民票の記載事項） ・第12条の５（住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報） ・第30条の６（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の７（都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等） ・第30条の８（本人確認情報の誤りに関する機構の通報） ・第30条の11（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の15（本人確認情報の利用） ・第30条の32（自己の本人確認情報の開示） ・第30条の35（自己の本人確認情報の訂正） ・第30条の44の６第３項（都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードに限る。）の利用） ・第30条の15の２第２項・第３項（準法定事務処理者への本人確認情報の提供等） ・第30条の44の７第２項・第３項（準法定事務処理者への附票本人確認情報の提供等）	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年6月9日法律第48号）による住基法の改正等に伴う修正
令和7年1月24日	Ⅰ　関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部法務文書課（県民情報センター）　神戸市中央区下山手通4-16-3	総務部法務文書課（県民情報センター）　神戸市中央区下山手通5-10-1	事後	記載内容の変更
令和7年1月24日	Ⅰ　関連情報 9．規則第９条第２項の適用	－	－	事後	様式変更
令和7年1月24日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和5年12月28日時点	令和6年12月1日時点	事後	時点修正
令和7年1月24日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年12月28日時点	令和6年12月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月24日	Ⅳ　リスク対策 8．人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	－	特に力を入れている ・定められた業務以外の目的による本人確認情報等の収集を防ぐため、操作者が業務端末を利用する時は、原則として、情報保護管理者又は補助執行者が書面等により収集する本人確認情報等が適正であるかの確認を行うとともに、極力、情報保護管理者、補助執行者又は別の操作者が立ち会うこととしている。 ・大量の特定個人情報の受け渡しを行う際は、一部の事務においてはシステムを介して行い、人為的ミスによる漏えいのリスクを軽減しているほか、USB等を用いて受け渡しを行う際は、確実な暗号化、パスワードによる保護を行うことを徹底している。 ・これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「特に力を入れている」と考えられる。	事後	様式変更
令和7年9月10日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） （令和5年6月16日法律第58号施行時点）	住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号）	事後	記載内容の変更
令和7年9月10日	Ⅰ　関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部市町振興課　神戸市中央区下山手通5-10-1　078-362-3085	総務部市町振興課　神戸市中央区下山手通5-10-1　078-362-3098	事後	電話番号修正
令和7年9月10日	Ⅰ　関連情報 8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	総務部市町振興課　神戸市中央区下山手通5-10-1　078-362-3085	総務部市町振興課　神戸市中央区下山手通5-10-1　078-362-3098	事後	電話番号修正
令和7年9月10日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	時点修正
令和7年9月10日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	時点修正
令和8年11月17日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	2．附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、市町村における市町コミュニケーションサーバ、都道府県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会基盤としての役割を担うため、4情報（氏名、住所、生年月日、性別）、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報（以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。）には、個人番号は含まれない。	2．附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、市町村における市町コミュニケーションサーバ、都道府県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会基盤としての役割を担うため、5情報（氏名、氏名の振り仮名、住所、生年月日、性別）、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報（以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。）には、個人番号は含まれない。	事後	記載内容の変更
令和8年11月17日	Ⅰ　関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部市町振興課　神戸市中央区下山手通5-10-1　078-362-3098 総務部法務文書課（県民情報センター）　神戸市中央区下山手通5-10-1　078-362-4161	総務部市町振興課　神戸市中央区中山手通6-1-1　078-362-3098 総務部法務文書課（県民情報センター）　神戸市中央区下山手通4-18-2　078-362-4161	事後	住所修正
令和8年11月17日	Ⅰ　関連情報 8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	総務部市町振興課　神戸市中央区下山手通5-10-1　078-362-3098	総務部市町振興課　神戸市中央区中山手通6-1-1　078-362-3098	事後	住所修正
令和8年11月17日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	時点修正
令和8年11月17日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	時点修正